

第1節 雪害に強いまちづくり

総務課 産業経済課 建設水道課
町民課 教育委員会

本町は、例年は降雪量は比較的少ないが、平成26年2月の大雪災害では町の機能が大きな打撃を受けた。このため町は、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、除雪資機材の整備、主要幹線道等の交通確保及び電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

1 雪害に強いまちづくり

町は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行う。

- (1) 町及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。
- (2) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。
- (3) 雪害に強い町土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。
- (4) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。
- (5) 積雪寒冷の度が特に厳しい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。
- (6) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。

2 道路交通の確保計画

町は、積雪地帯の冬期道路交通を確保するため、関係機関と協力し、除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努める。

- (1) 豪雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、県及び関係機関と連絡会議を設置し連携を図る。
- (2) 豪雪時に病院、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、除雪計画路線及び除雪担当者を定めておくとともに、県及び関係機関と調整の上、除雪優先路線の選定を行う。
- (3) 町は、特に短時間に降雪が多く見込まれる場合等においては、他の道路管理者との連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。
- (4) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに排雪場所の周知を図る。
- (5) 集中的な大雪に対しては、町は、県と連携し、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両

滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

- (6) 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携するよう努める。
- (7) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、作業環境の整備を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

3 農林産物対策計画

雪害による農林産物の被害を防ぐため、県の協力を得て生産者等に対する適切な指導を行う。

- (1) 積雪による園芸施設等の農業建物の倒壊を防止するよう指導する。
- (2) 健全な森林を育成するため、適地適木による森林造成及び適正な除伐、間伐の実行等に対する技術指導を行う。

また、被害立木については、森林病虫害の発生を未然に防ぐために、適正な処理を行うよう指導、支援する。

4 授業の確保等

小中学校及び保育園（以下この節において「学校等」という。）においては、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示の下、乳幼児、児童及び生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体、安全確保に万全を期すとともに、災害時における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

学校等においては、次の対策を実施する。

- (1) 学校長等は、天候の急変に際して、教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。
- (2) 学校長等は、豪雪による交通機関の停止又は遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態をふまえ、授業日の繰替、始業、終業時刻の変更等、学校・保育園運営について弾力的に対応する。
- (3) 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがあるので、学校長等は、雪下ろしを実施するとともに、定期的な施設点検を実施し、危険箇所の補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いをする等の処置を講ずる。

なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時、建物の使用を禁止する等の措置を講ずる。

- (4) 施設の改築及び新增築については、耐雪性を考慮したものとする。
- (5) 学校長等は、緊急時、消防車・救急車などが校内等まで進入できるような通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮する。
- (6) 児童生徒等の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるように、必要がある場合、冬期分校及び冬期寄宿舎を設置する。

5 文化財の保護

町は、山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講ずる。

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努める。

6 警備体制の確立

町は、関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、雪害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して、人命の保護を第一義とした活動に努める。

7 雪害に関する知識の住民に対する普及・啓発

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、住民の適切な活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

- (1) 降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性に対応策等について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図る。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及を図る。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。

- (2) 道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及等を図る。

8 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして次の体制等の整備を行う。

(1) 緊急輸送関係

迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。このため、町は、除雪体制の強化を図る。

(2) 避難収容関係

ア 公民館、学校等の公共施設は、雪崩のおそれがない場所へ設置する。

イ 避難施設等における暖房設備の設置等を行う。

ウ 応急仮設住宅等の設置に適した、雪崩のおそれがない場所を把握する。

9 雪処理関係

雪害が発生するおそれがあり通常の除排雪の体制では人材、機材が不足する可能性を想定して、町は各機関と連携し、雪処理の担い手となる、地域住民、ボランティア、建設業団体の受け入れ等に関する体制の構築に努める。

- (1) 豪雪に備えた地域住民による支援のための仕組みづくりを推進する。
- (2) ボランティアを地域で受け入れるための体制づくりを図る。
- (3) 社会福祉協議会が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。
- (4) 建設業団体と連携して除排雪に必要な機械の確保を図る。

10 情報提供体制の充実

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進する。

- (1) 防災行政無線、みよたメール配信サービス等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- (2) インターネット等を利用し、住民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討する。

第2節 災害応急対策計画

全 課

雪害が発生した場合、あるいはまさに発生するおそれがある場合、雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達及び迅速かつ効果的な道路除雪活動を実施し、万全を期する。

1 警報等の伝達活動

長野地方気象台から発表される雪に関する気象警報・注意報等に基づき、町及び関係機関は、迅速な活動体制をとる。

(1) 雪に関する気象警報・注意報等の伝達系統

伝達は、第2編第2章第2節「災害直前活動」に定めるとおり行う。

(2) 長野地方気象台の雪に関する気象警報及び注意報等の発表基準

(令和6年5月23日現在)
(発表官署 長野地方気象台)

御代田町	府県予報区		長野県
	一次細分区域		中部
	市町村等をまとめた地域		佐久地域
警 報	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
注 意 報	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上	
	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上。 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上	
	着氷	著しい着氷が予想される場合	
	着雪	著しい着雪が予想される場合	

(注) 1 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、又は更新されて新たな警報・注意報に切り替えられる。

2 情報の取扱いについては、警報・注意報等の伝達系統に準じて行う。

3 警報・注意報基準一覧表の解説については、第2編第2章第2節「災害直前活動」

にある内容を参照する。

2 活動体制

災害対策活動を円滑に実施するため、状況下に応じ以下の活動体制をとる。

活動体制	活動内容	活動開始基準	活動期間
第 一 次 警戒体制	○事態に対処するため、 情報収集、伝達を行う。	○気象警報・注意報等 が発令され、かつ、 積雪量が30cmになっ た場合に、災害の発 生が予想されるとき で町長が必要と認め たとき。	活動開始基準に該当したとき から次に該当するときまで ○警報等が解除されたとき。 ○町長が配備の必要がないと 認めたとき。 ○他の体制に移行したとき。
第 二 次 警戒体制	○各部局連絡網の確認、 情報収集・伝達等を行 う。 ○各部局が所管する施 設、危険箇所等の点 検・パトロールを行う。 ○状況により、災害警戒 本部を設置する。	○暴風雪、大雪警報発 表時で町長が必要と 認めたとき。	活動開始基準に該当したとき から次に該当するときまで ○警報等が解除されたとき。 ○町長が配備の必要がないと 認めたとき。 ○他の体制に移行したとき。
非常体制	○災害発生直前又は発生 後の体制で、警戒体制 を強化し、応急対策の 準備を整える。 ○事態の推移に伴い、速 やかに災害対策本部を 設置し、応急対策が円 滑に実施できる体制と する。	○次の状況下で、町長 が必要と認めたとき。 ・暴風雪、大雪警報発 表時 ・局地的な災害が発生 したとき。 ・激甚災害が発生する おそれがあるとき。	活動開始基準に該当したとき から次に該当するときまで ○警報等が解除されたとき。 ○町長が配備の必要がないと 認めたとき。 ○他の体制に移行したとき。
緊急体制	○災害対策本部を設置 し、町の組織及び機能 のすべてを挙げて対処 する体制とし、各所属 職員全員を配備する。 ○事態の推移により必要 な人員による体制を構 築する。	○町全体にわたり大規 模な災害が発生した 場合、町全体にわた り大規模な災害が発 生するおそれがある 場合で、町長が必要 と認めたとき。	活動開始基準に該当したとき から次に該当するときまで ○町長が指示したとき。 ○他の体制に移行したとき。

3 情報の共有

(1) 気象情報の把握

降雪時には、町の積雪状況を把握するとともに、気象警報・注意報等の気象状況に留意する。

また、大雪警報が発表された場合には、防災行政無線等を利用し、住民に対して注意喚起をする。

(2) 職員への周知

大雪に関する情報が発表された時点で、あらかじめ勤務時間外における職員参集体制等を指示し、職員間で情報を共有する。

勤務時間外に大雪警報が発表された場合は、職員には一斉連絡配信システム（オクレンジャー）を利用して周知するとともに、課長等へは電話連絡を行う（確認がとれない場合）。

なお、課長等においては、必要があれば各課で整備してある緊急連絡網を利用し、情報を共有することとする。

4 配備体制の決定及び配備指令の伝達

(1) 勤務時間内

ア 総務課長は、気象情報、災害情報等を入手したときは、直ちに理事者に報告をし、その指示により、関係各課長に動員配備指令を伝達する。また、庁内放送等により、その旨を職員に周知する。

イ 関係各課長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる。

※ 事態が緊急を要する場合や災害が発生し被害情報を入手した場合、総務課長は理事者に報告を行うとともに、関係課長に対し必要な要員を確保して応急対策に当たるよう通知する。

(2) 勤務時間外

ア 当直者は気象情報、災害情報等を入手したときは、直ちに総務課長（連絡がとれない場合は防災情報係長）に報告をする。

イ 当直者より報告を受けた総務課長（防災情報係長）は、理事者に報告をし、その指示により、参集範囲を決定し、メール配信及び電話等により、関係職員へ連絡する。

ウ 関係各課長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる。

※ 事態が緊急を要する場合や災害が発生し被害情報を入手した場合、総務課長は理事者に報告を行うとともに、関係課長に対し必要な要員を確保して応急対策に当たるよう通知する。

5 職員参集

部 名	所属課等	第一次警戒体制	第二次警戒体制	非 常 体 制	緊 急 体 制
本部会議 (町長、副町長、教育長、 課長等)			災害警戒本部	災害対策本部	災害対策本部
理事者		町長 副町長 教育長	町長 副町長 教育長	町長 副町長 教育長	全職員
総務部	総務課	課長 所属係長全員 情報防災係	所属職員全員	所属職員全員	
	会計課		会計管理者	会計管理者 所属係長全員	
除排雪部	建設水道課	課長 所属係長全員	課長 所属係長全員 建設係	所属職員全員	
	企画財政課		課長	課長 所属係長全員	
	産業経済課	課長	課長 所属係長全員	所属職員全員	
	税務課		課長	課長 所属係長全員	
救護部	保健福祉課		課長	課長 所属係長全員	
	町民課		課長 環境衛生係長	課長 所属係長全員 環境衛生係	
	保育園		保育園長	保育園長 保育園主任(係 長)	
	教育委員会		教育次長	教育次長 所属係長全員	
	議会事務局		議会事務局長	議会事務局長 所属係長全員	
消防部	消防課 (消防署)	課長 所属係長全員	所属職員全員 消防団長	所属職員全員 消防団長	

(1) 動員配備人員の一般的基準

※1 各課長（各部長）等は災害状況により人員を増減することができる。また、総務課長は時間外については状況により当直者を増やす等の措置を講ずる。

※2 各体制において、掲載のない職員は自宅待機

(2) 職員の参集

原則としてあらゆる手段をもって、庁舎に参集する。

なお、状況によって異なるが、積雪量が50～60cm以上になると自家用車や公共交通機関を利用した登庁は困難と考えられるため、徒歩での参集を推奨する。そのため、単独行動は極力避けるべきことから、同方面の職員については職員間で連絡をとり、なるべく同行して参集する。

また、身の安全の確保を第一とすることから、登庁に徒歩でおおむね3時間以上かかる範囲で危険だと判断される場合は、所属長に連絡し自宅待機をする旨を伝えるとともに、今後の情報に留意する。

(3) 参集時の留意事項

参集時、職員は次の点に留意する。

ア 服装

応急活動ができる容易な服装とし、安全な靴、帽子又はヘルメット、手袋を着用する。

イ 携行品

次のものを持って参集のこと。

(7) 防寒具

(4) タオル

(7) 雪かき器具

(エ) 着替え

ウ 緊急措置

参集途上において、人身事故等に遭遇したときは、住民の協力を求め、救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員・消防団員がいるときは、その活動を引き継ぎ役場庁舎に直行する。

エ 被害状況の報告事項

参集途上にあつては、次の情報収集を行う。

(7) 積雪の状況

(4) 道路、鉄道等の状況

(7) 救助活動の状況

(エ) ライフラインの状況

なお、積雪や道路等の状況については、携帯電話やスマートフォン等で写真を撮り、画像を記録すること。

6 雪害対応初動体制

部	担当課	主な事務分掌
総務部 部長：総務課長	総務課 会計課	・電話等での住民からの問い合わせの対応を行う。 ・防災行政無線、みよたメール配信サービス、FM軽井沢、西軽井沢ケーブルテレビ、町ホームページ、広報車、町公式SNSを活用し、住民に対して情報発信を行うとともに、外部からのライフラインや停電などの情報収集を行い、各部と情報の共有を図る。 ・他部との連絡調整を行う。 ・報道関係機関への対応を行う。なお、対応者は総務課長とする。 ・職員の食料等の調達を行う。 ・避難所開設の可否検討を行う。 ・管理施設の状況調査を行う。
除排雪部 部長：建設水道課長	建設水道課 企画財政課 産業経済課 税務課	・除排雪業者との連絡調整、指示を行う。 ・道路の除排雪に関する問い合わせの対応を行う。 ・除排雪に関して職員配置（救護部含む。）の調整、指示を行う。 ・断水情報の収集及び飲料水の供給の確保を行う。 ・除排雪場の確保を行う。 ・管理施設の状況調査を行う。
救護部 部長：保健福祉課長	保健福祉課 町民課 教育委員会 議会事務局	・主に除排雪部と協力し、道路等の除排雪を行う。 ・急病人や透析患者の対応を行う。 ・独居老人等の要配慮者の安否確認を行う。 ・避難所開設等の対応を行う。 ・管理施設の状況調査を行う。
消防部 部長：消防課長	消防課	・消防団の出動要請及び連絡調整を行う。 ・積雪量の計測を行い、総務部に報告する。

※応急対応後の活動体制については、第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」の「災害対策本部事務分掌」に準ずる。

7 住民の避難誘導等

町は、住民の避難が必要とされる場合には、避難指示等を行う。また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施する。

- (1) 積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。
- (2) 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。
- (3) 町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難す

るための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

- (4) 住民への避難指示等の伝達に当たっては、町防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

8 除雪活動

- (1) 除排雪の優先順位と考え方

基本的な考え方として、主要幹線道路の確保を第1とするが、急病人等の対応については並行的に対応できるよう努める。

第2として、各管理施設の状況調査及び敷地内等の除排雪を行う。

このほか、早急に対応しなければならない事象が生じた場合には、臨機応変に対応する。

- (2) 除雪体制の確立

町は、町道の除雪を迅速かつ円滑に行うため、除雪用機械及び資機材等の配置状況等を把握し、必要な要員を確保して、除雪体制の確立を図る。また、他の道路管理者と連携を図り、連絡調整を行う。

- (3) 除雪開始時期

交通に支障をきたすおそれがあると認められるとき（具体的には、積雪が10cmに達したとき）。

- (4) 住民による除雪活動等

住民は、一定量の降積雪があった場合、自分の住宅の付近等については自力除雪に努めるとともに、町等が実施する除雪作業の環境整備に協力する。

- (5) 住民の安全対策、福祉対策

高齢者世帯等の除雪作業等の実施が困難な世帯の安全確保のための支援を行う。

さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

ア 住民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施する。

イ 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施する。

9 交通の規制

雪害の発生等により、道路交通に危険がある場合又はそのおそれがある場合は、必要に応じその区間の通行禁止又は規制を行う。